

再生手法スキーム

【例1】コア事業は黒字だが、不採算ノンコア事業を抱え、苦境に陥っている場合

→不採算事業の売却により過剰債務の圧縮を図るとともに、コスト削減等経営改善によりコア事業の収益力向上を図ることにより再生

【例2】金融経済環境の急激かつ大幅な悪化を背景に、一定の技術力、営業力を有しているにも関わらず、コア事業が赤字となる等、苦境に陥っている場合

→経営改善により収益力向上を図り、その過程で必要になるニューマネー（出融資）を出すことにより再生

◇再生手法のスキーム(例1)

～コア事業の経営資源を、収益力の強化と過剰債務の圧縮により再生する方法～

<再生前>

<事業面>

○コア事業の経営資源

- ・顧客
- ・設備、店舗
- ・従業員

▲不採算事業

<財務面>

過大な債務
(金融債務のみ)

コア事業の
強化と
不採算事業
の売却

+

債権放棄等

<再生後>

<事業面>

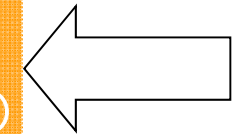
○コア事業の強化・コスト削減

- ・過剰設備の廃棄、必要な設備投資の実施
- ・新パートナーとの業務提携、共同仕入れ

収益力が向上

<財務面>

債務の圧縮
(金融債務のみ)



◇再生手法のスキーム(例2)

～経営改革を図るとともに、ニューマネーの投下等により再生する方法～

＜再生前＞

＜再生後＞

＜事業面＞

○有用な経営資源

- ・現場の技術力（設備・人材）
- ・現場のセールス力

▲経営力の不足

＜財務面＞

経営資金の不足

過大な債務
(金融債務のみ)

ガバナンス
を掌握して
人材派遣・
経営改革

+

ニューマネー
の投下・
債権放棄等

＜事業面＞

○人材投入による経営力向上

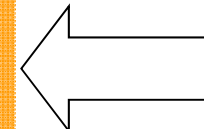
- ・出資によりガバナンスを掌握
- ・基本的な経営管理手法の導入・定着
- ・合理的な顧客管理、コスト管理、
資金管理等の徹底

収益力が向上

＜財務面＞

機構の出融資等
により資金確保

債務の圧縮
(金融債務のみ)



機構を活用するメリット

1. 利害調整の円滑化

機構は公的・中立的な第三者であり、民間の当事者だけでは難航しがちな債権者間の利害調整等にも対応可能。

2. 資金支援

機構は投資ファンドの機能を有し、金融機関やスポンサー等と連携して、金融機関等が保有する貸出債権の買取りや事業者に対する出資、融資による資金提供を行うことが可能。

3. プロフェッショナル人材の派遣

全国から集結した金融や事業再生、法務や会計等のプロフェッショナルな人材の派遣により、事業再生に必要な処方箋を提供することが可能。

4. 税負担の軽減

事業者は、債務免除益に対する資産評価損や期限切れ欠損金の損金算入が可能。金融機関等は債権放棄等を行った場合に、当該債権放棄による損失の損金算入が可能。

5. 債務者区分の改善

事業者及び金融機関等は一定の要件の下、「債務者区分の上方遷移」を受けることが可能。

他の事業再生制度・関連施策との比較

1. 他の事業再生制度との比較

最大の特徴である出融資機能(債権買取り、出資、融資等)やプロフェッショナルな経営人材・事業再生人材の派遣による直接的な経営支援といった強みを活かしつつ、他の事業再生制度を補完し、又はこれと連携を図りながら、より大きな事業再生の成果を目指す。

2. 他の関連施策との比較

(1)大企業

政投銀等による危機対応融資等の資金繰り支援策等が講じられているが、踏み込んだ経営改善や財務リストラ等が必要な場合には、機構の方が馴染む可能性。

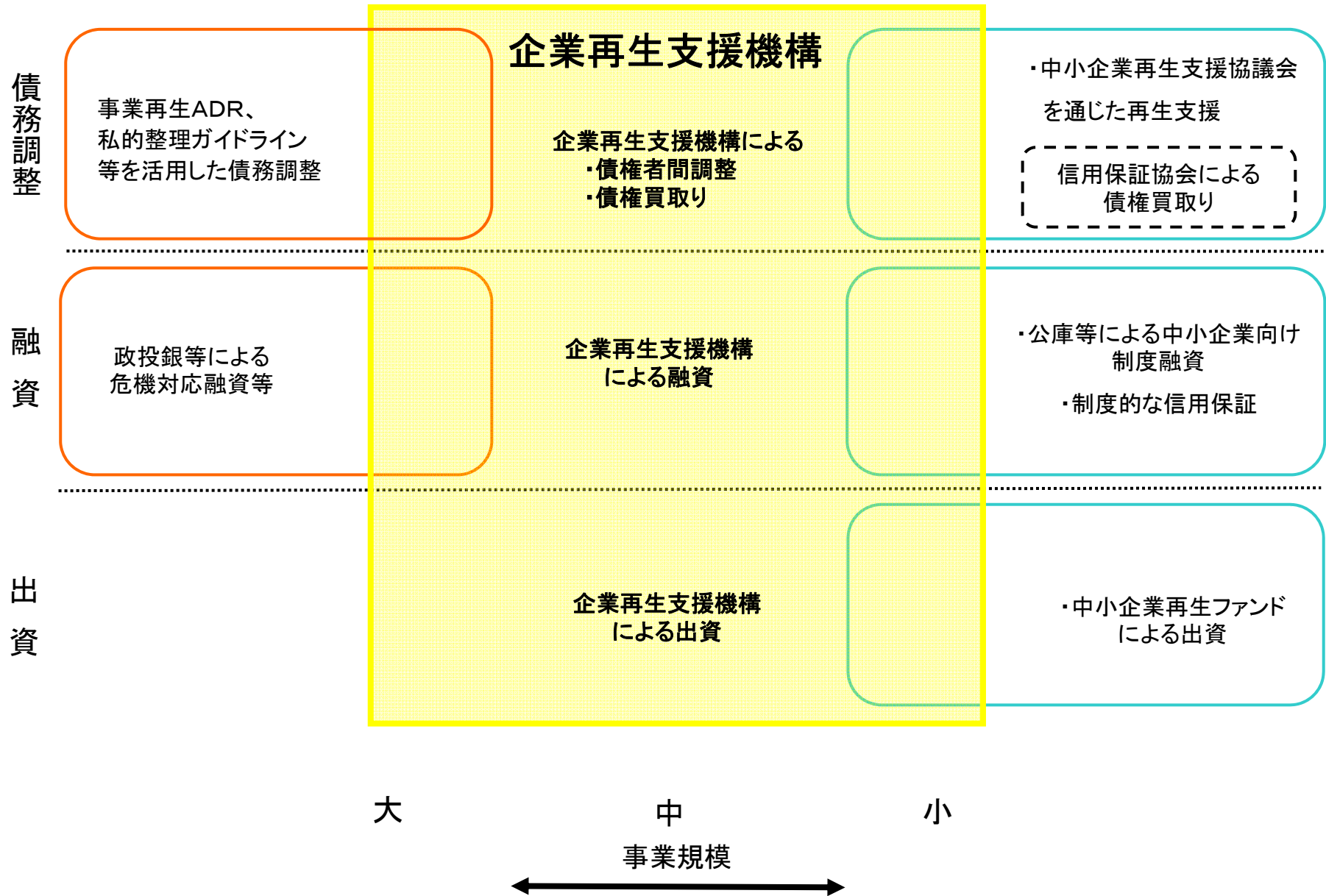
(2)中堅企業

従来、資金繰り支援や事業再生等の制度・施策が比較的手薄な状況であり、機構による債務調整、出融資、経営改善指導等のニーズが相対的に高い。

(3)中小企業

中小企業再生支援協議会を通じた調整が困難な案件(県境を越える広域に債権者を抱える中小企業者や公的機関が債権者となっている案件等)や病院、学校のように同協議会の対象にならない案件について、同協議会からの紹介等により、連携・協力して対応。

◇企業再生支援機構と他施策の対象・機能のイメージ



企業再生支援機構と他の再生出融資制度との対比

○機構は、他の再生出融資制度と比較して、事業規模や地域の制限が無く、債権買取、出融資、債務保証等の包括的な再生支援が可能だが、3年以内のエグジット、公表が原則。

	企業再生支援機構	中小企業再生ファンド	政策金融公庫による 企業再生貸付
支援手法	包括支援型(全国)	包括支援型(地域限定)	融資型
債権買取機能	あり	あり	なし
出融資機能	あり	あり	あり (融資のみ)
債権放棄	金融機関との調整次第 (必須ではない)	金融機関との調整次第 (必須ではない)	なし
支援期間	事業再生計画は3年以内	10年以内 (3年未満の延長可)	<事業再生支援資金> ・アーリーDIP:1年 ・レイターDIP 運転資金5年 設備資金10~20年 <企業再建・事業承継支援資金> 運転資金10年 設備資金20年
支援対象	規模・業種規制なし (第三セクターは対象外)	規模・業種規制なし (ただし、投資総額の7割以上は、 中小企業)	中小企業者
公表	公表 (スキームあり)	なし	なし
経営者責任	ケースバイケース	なし	なし

中小企業経営支援政策推進室の概要

設立の経緯

平成24年4月20日に内閣府、金融庁及び中小企業庁が取りまとめた「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に掲げられた諸問題を解決するために設置。

主な役割

- ① 中小企業の事業再生を支援する仕組みの再構築
- ② 企業再生支援機構と中小企業再生支援協議会との連携強化及び支援案件の発掘
- ③ 事前相談等、中小企業の事業再生に関わる取組み

※平成21年11月より設置していた「中小企業支援センター」は、「中小企業経営支援政策推進室」の設置にあわせて廃止。